



令和 8 年度赤い羽根共同募金テーマ型募金を実施する 赤い羽根共同募金パートナー認定団体募集の手引き

〈パートナー認定団体の助成事業は令和 8 年度に実施〉

目 次

赤い羽根共同募金テーマ型募金について・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

令和 8 年度赤い羽根共同募金テーマ型募金を実施する
赤い羽根共同募金パートナー認定団体【募集要項】・・・・・・・・ P2～P4

社会福祉法人和歌山県共同募金会 URL <https://www.akaihane-wakayama.or.jp/>
〒640-8319
和歌山県和歌山市手平 2 丁目 1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 7 階 担当：大谷
TEL 073-435-5231 Email info@akaihane-wakayama.or.jp

和歌山県共同募金会

令和 8 年 5 月作成

赤い羽根共同募金テーマ型募金について

赤い羽根共同募金について

赤い羽根共同募金助成金の財源は、地域の皆様からいただいた寄付金です。県内でご寄付いただいた共同募金は、県内で行われる福祉活動に助成しています。

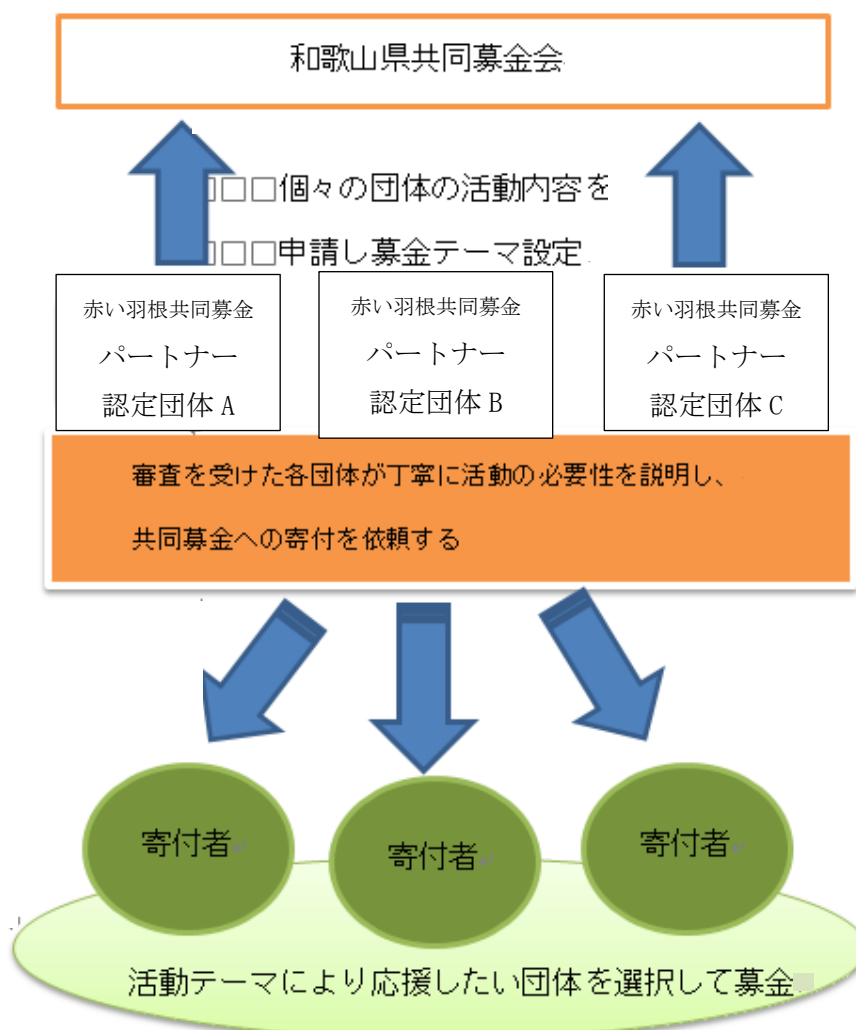
赤い羽根共同募金テーマ型募金について

1月～3月の募金活動期間内に、県共同募金会の認定を受けた団体「赤い羽根共同募金パートナー認定団体」が抱える緊急を要する課題や、福祉課題解決のための活動に必要な資金について団体自らが赤い羽根共同募金として寄付を募り、課題解決に取り組む「テーマ」を明確にした募金活動です。

和歌山をもっと良くするため、このテーマ型募金を実施する赤い羽根共同募金パートナー認定団体の申請を受付けます。

赤い羽根共同募金テーマ型募金活動イメージ

地域住民に直接訴えながら募金活動を行う。



令和8年度赤い羽根共同募金テーマ型募金を実施する 赤い羽根共同募金パートナー認定団体【募集要項】

1 目的

赤い羽根共同募金のテーマ(つかいみち)を明確にした募金活動を実施し、県共同募金会・赤い羽根共同募金パートナー認定団体(以後「パートナー認定団体」という)が協働し、共同募金運動の活性化を図ります。

2 事業内容

パートナー認定団体が取り組む緊急を要する課題や、新たな課題解決のための活動に必要な資金について、パートナー認定団体自らが共同募金を募り、福祉課題解決に取り組む助成テーマを明確にした事業です。

寄付者は、パートナー認定団体が取り組む具体的な課題[テーマ]を選んで寄付することにより、地域の福祉課題について関心を持つきっかけとなり、地域福祉への参画性を高めることができます。

パートナー認定団体は、この仕組みを活用して、広く県民に訴え、課題解決に取り組むことができます。

3 参加団体の対象となる活動分野 ※申請を希望する場合は、活動内容について、予め本会にご相談下さい。

福祉に係る社会・地域課題等公的な制度では解決できない様々な課題解決に取り組む活動とします。

(活動事例)高齢者の社会からの孤立防止に関する活動、子どもの貧困対策に関する活動、虐待を受けている人の保護活動、犯罪被害者家族等への支援活動、その他地域の課題解決に取り組む活動 等

4 認定対象団体

A 令和8年4月1日現在、県内に所在する社会福祉法人及び更生保護法人

B 令和8年4月1日現在、県内に所在する社会福祉及び更生保護を目的とする事業を行なう特定非営利活動法人

C 令和8年4月1日現在、1年以上の活動実績があり、県内に所在する社会福祉及び更生保護を目的とする事業を行なっている非営利の福祉活動団体

5 助成対象経費

原則として申請事業の実施に必要な経費とし、主に次に掲げる経費等を対象とする。

講師謝金、印刷製本費、通信運搬費、会議費、器具備品費、消耗品費、賃借料、保険料、旅費交通費、保険料、手数料、その他助成対象事業及び事務局運営で必要とする経費

6 事務手数料

県共同募金会は事務手数料として、募金額(令和9年2月末時点)の約1割(万円未満切捨)を控除した額を徴収し、残額を令和9年度に助成金として団体宛に送金します。

7 スケジュール

■パートナー認定団体の公募	令和8年5月13日～6月12日
■募金活動準備	令和8年10月～12月 ※パートナー認定団体の決定は8月予定
■募金活動	令和9年1月～3月
■助成金決定	令和9年4月上旬 ※パートナー認定団体に助成金決定通知
■助成金送金	令和9年4月～5月 ※パートナー認定団体の指定口座に送金
■助成事業実施	令和9年4月～令和10年3月

8 募金運動及び助成事業実施について

<p>■パートナー認定団体の申請方法</p> <p>次の書類を、受付期間内に県共同募金会へ提出ください。</p> <p><提出書類(当日消印有効)></p> <p>赤い羽根共同募金パートナー認定団体 申請書(様式1)</p> <p>①定款又は会則</p> <p>②役員名簿</p> <p>③前年度決算書、前年度事業報告書</p> <p>※社会福祉法人は「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」により前年度決算の確認を行う事ができるため、前年度決算書提出は不要とします。</p> <p>④助成事業の概要についての補足説明資料</p> <p>⑤団体のパンフレット(活動内容が分かるもの)</p>	<p>令和8年</p> <p>5月13日～</p> <p>6月12日</p> <p>※初めて申請を希望する団体は5月29日までに県共同募金会に要相談</p>
<p>■パートナー認定団体</p> <p>パートナー認定団体に決定した団体に、「赤い羽根共同募金パートナー認定通知書」を交付します。</p>	<p>令和8年</p> <p>8月(予定)</p>
<p>■募金活動準備</p> <p>募金活動を実施するに当たり、県共同募金会から次の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込用紙(手数料免除用)、赤い羽根、広報チラシの提供及び募金箱の貸与 等 ・寄付者が税制優遇を希望する場合は、寄付者の申出に基づき領収書を発行します。 	<p>令和8年</p> <p>10月～12月</p>
<p>■募金活動</p> <p>募金活動期間：令和9年1月～3月</p> <p>寄付金は「共同募金」として取扱い、全額を県共同募金会へ送金いただきます。</p>	<p>令和9年</p> <p>1月～3月</p>
<p>■助成金決定通知</p> <p>募金実績に応じ、パートナー認定団体に助成します。(事務手数料は上述のとおり)</p> <p>※助成金決定通知は、令和9年4月上旬にパートナー認定団体宛に通知</p>	<p>令和9年</p> <p>4月上旬</p>
<p>■助成事業実施</p> <p>助成事業実施期間：令和9年4月～令和10年3月</p> <p>事業計画に変更が生じた場合や、助成事業実施期間を延長する場合等は、県共同募金会と協議を行った上で事業実施をすることとします。</p>	<p>令和9年</p> <p>4月～</p> <p>令和10年</p> <p>3月</p>

※助成事業に係る事務手続き等は、助成金が決定したときにお知らせいたします。

9 欠格要件

- ・利用者の直接的な処遇に関係しない事業
- ・構成員の互助共済のみを行うもの
- ・対象がその関係者に限定されるもの
- ・助成金以外の財源によって運営が可能なもの
- ・地域の寄付者から信頼されていないもの
- ・主として営利収入をもって経営している法人及び事業(みなされるものを含む)
- ・介護保険制度に係る施設、サービス及び事業
- ・公益事業及び収益事業に係る施設、サービス及び事業
- ・その他不相当と認めたもの

10 その他

- ・申請は、1法人(団体)1事業に限ります。
- ・提出書類不備の場合は、審査対象外となります。
- ・助成金決定以前に、購入や着手した事業は対象となりません。
- ・募金活動時の、寄付金は、「共同募金」として県共同募金会へ全額を送金いただきます。
- ・助成金の送金は団体名義の通帳への振込となります。(個人名義不可)
- ・ご提供頂いた個人情報、助成金の審査、決定等のために使用させていただきます。

11 お問い合わせ

その他詳細やご不明な点等ございましたら、県共同募金会までお気軽にお問い合わせ下さい。

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

社会福祉法人和歌山県共同募金会 担当：大谷

TEL 073-435-5231 Email info@akaihane-wakayama.or.jp